

宮城県保健環境センター倫理審査委員会設置要綱

（設置等）

第1条 宮城県保健環境センター所長（以下「所長」という。）は、宮城県保健環境センター（以下「センター」という。）で行われる人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究」という。）について、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日文科科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「倫理指針」という。）」に基づき倫理的及び科学的な観点から調査審議するため、宮城県保健環境センター倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱に使用する用語は、倫理指針において使用する用語の例による。

（組織等）

第3条 委員会は、委員10人以内とし、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 2人以上
 - （2） 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 2人以上
 - （3） 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 2人以上
- 2 委員は、所長が選任し、再任されることができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員5人以上かつ第3条第1項各号の規定による委員が各々1人以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の意見は、出席した委員の全会一致をもって決定する。ただし、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合は、出席した委員の5分の4以上の合意により決定する。

（聴取等）

第6条 委員会は、調査審議の対象となる研究の研究者等又は有識者に対し、出席を求めて説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、センター企画総務部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。